

記者配布（発表）資料

令和8年2月5日

タイトル	山口県知事選挙の投票用紙の二重交付について
目的	投票用紙の二重交付について
日時	発生日時 令和8年2月5日(木)午後1時頃
場所	柳井市役所期日前投票所（本庁舎内2階エレベーターホール）
主催	柳井市選挙管理委員会
内容	<p>上記期日前投票所において、山口県知事選挙の投票用紙の二重交付が発生しましたことをここに発表いたします。</p> <p><経緯></p> <p>2月5日（木）午後1時頃、山口県知事選挙の入場券をお持ちでない方が投票に来られました。宣誓書に記入していただきシステムにおいて確認しようとしたのですが、システム操作の中で、通常時の窓口請求受付画面にならなかつたにもかかわらず、今回初めて投票の処理を行ったと思い込み、投票をしていただきました。</p> <p>その後、入場券のハガキと、システムの投票状況を突合する際、その方について、以前（1月28日）に投票したことが判明し、投票用紙の二重交付をしたことが分かりました。</p> <p>なお、二重交付によって投票箱に投入された投票用紙（1枚）は、有効票として取り扱うこととなります。</p> <p><原因></p> <p>システム操作を十分に理解していなかったため、今回の事案が発生してしまいました。</p> <p><今後の対策></p> <p>システムの操作方法について、改めて徹底しました。</p> <p>また、同じ投票所で2日続けての事案発生のため、再度、注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。</p> <p><柳井市選挙管理委員会委員長 松村幸生（マツムラユキオ）のコメント></p> <p>2日連続して事案が発生したことを、深くお詫び申し上げます。改めて、今後このような事案が発生しないよう各投票所に周知し、選挙事務の適正な執行を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
備考	
問い合わせ	柳井市選挙管理委員会事務局 柳屋 電話：0820-22-2111（内線：260、261）

報道機関への連絡メモは、16部準備し、開催日の5日前までに政策企画課広報担当へお持ちください。

テレビ関係へ資料提供は、多量及びファクスで送信できない資料の場合、直接各局へ送付してください。